

公職選挙法が改正されました

在外選挙制度の改正や国外での不在者投票制度の創設などが行われました

平成十八年六月、第百六十四回通常国会において、公職選挙法の一部改正が行われました。この度の法改正では、在外選挙制度・選挙人名簿抄本の閲覧制度の改正、参議院選挙区選出議員の選挙区の定数の改正、そして国外における不在者投票制度の創設などが行われました。

Points

公職選挙法の改正点

- 1** 在外選挙制度の改正：比例代表選挙に加えて選挙区選挙も対象に。また、在留届の提出時などにおける在外選挙人名簿への登録申請も可能になります
- 2** 選挙人名簿抄本の閲覧制度の改正：個人情報保護の観点などから閲覧できる場合が明確化・限定され、違反者に対する制裁措置が新設されました
- 3** 参議院選挙区選出議員の選挙区の定数の改正：栃木県・群馬県でこれまでの四人から二人へと選挙区選出議員の定数が減り、千葉県で四人から六人へ、東京都で八人から十人へと増えました
- 4** 国外における不在者投票制度の創設など：海外に派遣される国連平和維持活動（PKO）協力隊員などのための新しい不在者投票や南極地域観測隊の隊員のためのファクシミリ投票の制度が設けられました

平成十八年六月に公職選挙法を一部改正

選挙の適切な実施等を目指して

国民の大切な一票を有効に生かし、より素晴らしい国や地域・社会をつくっていくために、平成十八年六月、第六十四回通常国会において、公職選挙法の一部改正が行われました。

この度の法改正では、在外選挙制度・選挙人名簿抄本の閲覧制度の改正、参議院選挙区選出議員の選挙区の定数の改正、そして国外における不在者投票制度の創設などが行われました。

在外選挙制度の改正

在外投票や在外選挙人名簿への登録申請手続の改正

在外投票

仕事や留学などの事情で海外に住んでいる人が、外国にいながら国政選挙に投票できる制度を「在外選挙制度」といいます。この制度による投票が「在外投票」です。

在外選挙制度については、平成十年五月の公職選挙法改正によって創設され、平成十二年の総選挙から昨年九月の総選挙まで、総選挙三回、通常選挙二回の計五回実施されてきました。いずれも、衆

議院比例代表選出議員及び参議院比例代表選出議員の選挙に限って、在外投票が実施されました。この在外投票について、次に挙げる改正が行われました。

これら三つの改正は、平成十八年六月十四日の公布後、一年以内において政令で定める日から施行されます。

(1) 選挙対象

現行法では、在外投票の対象となる選挙は、衆議院議員及び参議院議員の比例代表選挙* だけでしたが、今回の法改正によって両議院議員の選挙区選挙* も対象となりました。

(2) 投票方法

投票方法は、従来どおり、世界各地約二百か所の在外公館大使館・領事館)での投票か郵便等投票のどちらかを選んで投票します。

ただし、再選挙又は補欠選挙については、その管轄区域内に当該選挙に係る在外選挙人がいないと見込まれる在外公館では、在外公館投票は行わないこととされました。

(3) 在外公館投票期間

在外公館における投票の期間は、現行法では、公示日又は告示日の翌日から原則として選挙の期日前五日までの間です。

現行法では、在外公館投票の終了時期は、直行便のフライトが予定どおりに運行されることを前提に設定されており、これまでの実施状況を見ると、現実にはかなり厳しい期間設定となっています。また、自然災害や航空機の機体トラブルなどによりフライトが予定どおり運行されないことも十分に想定されます。

こうした状況や、今回選挙区選挙を在外投票の対象とすることにより投票所閉鎖時刻までの投票の未到達が選挙結果に影響を及ぼす可能性が高くなること等も踏まえ、投票用紙の安全かつ確実な送致という観点から、在外公館投

票の終了時期を原則として選挙の期日前六日までに繰り上げることとされました。

再選挙・補欠選挙の在外公館での投票は、対象となる在外選挙人の数がわずかな場合が多いと考えられるため、総務大臣が外務大臣と協議して指定する日(原則として一日)とされました。

在外選挙人名簿への登録申請

在外投票ができるのは、日本国籍を持つ二十歳以上の有権者で、「在外選挙人名簿」に登録され、在外選挙人証を持っている人です。登録の申請は在外公館で行います。

現行法では、この在外選挙人名簿への登録の申請をするためには、現在の住まいを管轄する在外公館(大使館・領事館)の管轄区域内に引き続き三か月以上住所を有していることが必要です。

その一方で、旅券法第十六条の規定により、外国に住所又は居所を定めて三か月以上滞在する人は領事官に「在留届」を提出しなければならぬとされています。そのため、在留届の提出時など、三か月の住所要件を満たしていない時点においては在外選挙人名簿への登録申請を行うことができ



本文で*をつけた言葉

比例代表選挙

選挙区内の政党に、それぞれの得票数に比例した議席数を配分する選挙制度。現在、日本で用いられる比例代表制は次の二つ。

拘束名簿式比例代表制

衆議院議員選挙で用いられ、政党名で投票する。全国を十一ブロックに分け、各ブロックごとに定数を設定している。各党の当選者は事前に提出された候補者名簿の順位に基づいて決定される。

非拘束名簿式比例代表制

参議院議員選挙で用いられ、候補者名か政党名で投票する。選挙区は全国まとめて一つのみ。各党の候補者名簿には順位がつけられておらず、当選者は各候補が獲得した票数によって決まる。

選挙区選挙

都道府県や市区町村といった行政の単位を基本にそれぞれの選挙区を設定し、議員を選出する選挙制度。

衆議院議員選挙の選挙区選挙の場合、全国に三百の選挙区が設けられており、一つの選挙区から最も多く得票した一人だけが当選する。小選挙区制となっている。

また、参議院議員選挙の選挙区選挙の場合、都道府県の区域を単位として四十七選挙区が設けられている。各選挙区の定数は人口に応じて二人から十人(改正前は八人)だが、半数改選のため、一回の選挙では一人から五人(改正前は四人)が選出される。

不在者投票制度

選挙投票日に都合などがあって投票所に行けない人が、投票日の前日までに投票できる制度。選挙人の状況によって、指定病院などの投票、郵便による投票などの方法がある。

在外選挙制度の改正

現行

(1) 在外投票

対象選挙

衆議院議員及び参議院議員の比例代表選挙

投票方法

在外公館投票()と郵便等投票の選択制

()世界各地約200の在外公館で実施

公館投票期間

公示日又は告示日の翌日から原則として選挙の期日前5日までの間

期日前5日まで:9公館、6日まで:25公館、7日まで:95公館、8日まで:39公館、9日まで:24公館、10日まで:4公館

(2) 在外選挙人名簿への登録申請

3か月の住所要件を満たした後に登録申請

*情報提供(便宜供与)

便宜供与として、名簿届出政党等の一覧()を各在外公館に備え置き、総務省のホームページにも情報を掲載 ()衆議院議員の比例代表選挙については政党等の名称、参議院議員の比例代表選挙については政党等の名称及び名簿登載者の氏名



改正内容

(施行期日:(1)は公布(平成18年6月14日)後1年以内において政令で定める日、(2)は平成19年1月1日)

(1) 在外投票

対象選挙

衆議院議員及び参議院議員の選挙(選挙区選挙も対象)

投票方法

在外公館投票と郵便等投票の選択制

ただし、再選挙又は補欠選挙については、当該選挙に係る在外選挙人が管轄区域内にいないと見込まれる在外公館においては、在外公館投票は行わない

公館投票期間

総選挙・通常選挙: 投票送致を考慮し終了を1日繰り上げ
(原則5日前 原則6日前)

再選挙・補欠選挙: 原則1日実施

(2) 在外選挙人名簿への登録申請

在留届の提出時等における在外選挙人名簿への登録申請を可能にする

*情報提供(便宜供与)

便宜供与として次のとおり実施

比例代表選挙: 現行どおり

選挙区選挙: 候補者名及び届出政党の名称の一覧を各在外公館に備え置き

各都道府県選挙管理委員会や総務省のホームページにも情報を掲載

ず、三か月の住所要件を満たした後に改めて在外公館に出向いて登録申請を行うことが必要です。

この点について、在外邦人から、二度手間であるなど改善を求める意見が強かったことから、今回、在留届の提出時など、三か月の住所要件を満たしていない時点においても在外選挙人名簿への登録申請ができるよう改正が行われました。

この改正は、平成十九年一月一日から施行されます。

選挙情報の提供

現在は、比例代表選挙に関する情報提供として、各在外公館に名簿届出政党等の一覧を備え置くとともに、総務省のホームページでもこれらの情報を掲載することとしています。

今回の改正によつて選挙区選挙も在外選挙の対象となるため、比例代表選挙については現行どおり、選挙区選挙については候補者名及び届出政党の名称の一覧を各在外公館に備え置くこととなる予定です。

また、各都道府県の選挙管理委員会や、総務省のホームページにも、これらの情報を掲載することとなる予定です。

選挙人名簿抄本の閲覧制度の改正

個人情報保護などの観点から閲覧を見直し

二十歳以上のすべての日本国民は原則として選挙権を有しますが、「選挙人名簿」に登録されていないと、選挙で投票することはできません。

選挙人名簿への登録や保管などの事務は、各市町村の選挙管理委員会が行っています。

選挙人名簿抄本（氏名・住所・生年月日・性別が記載）の閲覧制度は、常時選挙人の目にふれさせておくことにより選挙人名簿の正確性を確保するためのものですが、個人情報保護に関する意識の高まりなどから、現行法では、法令上、閲覧を許可する場合が不明確であること、閲覧に関する手続規定がないこと、偽り等による不正閲覧に対する制裁措置がないこと、また「便宜供与規定」に基づいて選挙人名簿抄本のコピーを認めている市町村選挙管理委員会もある、といった問題が指摘されていました。

そこで、この度の改正で、閲覧できる場合の明確化・限定や、閲覧に関する手続、閲覧事項を取り扱うことができる者の範囲の限定などが、法律上、規定されました。また、「便宜供与規定」が削除され、

選挙人名簿抄本のコピーはできないこととなりました。

これらの改正は、平成十八年六月十四日の公布後、六か月以内において政令で定める日から施行されます。

（1）閲覧させる場合を明確化・限定

選挙人名簿抄本の閲覧が認められる場合は三つとされました。次に挙げる場合に限り、各市町村の選挙管理委員会は、選挙人名簿抄本を閲覧させることとなります。ただし、閲覧によつて得た情報が不当な目的に利用されるおそれがあること、適切に管理することができないおそれがあることなどの理由があると認める場合は、市町村の選挙管理委員会は、閲覧を拒否できます。

選挙人名簿の登録の有無を確認するために閲覧する場合

特定の者が選挙人名簿に登録された人であるかどうかの確認をするために選挙人から選挙人名簿抄本の閲覧が必要である旨の申出があった場合には、その確認に必要な限度において、閲覧の申出をした選挙人に選挙人名簿抄本を閲覧させることとなります。

公職の候補者等、政党その他の政治団体が、政治活動（選挙運動を含む）を行うために閲覧する場合

政治活動を行うために公職の候補者等や政党その他の政治団体から選挙人名簿抄本の閲覧が必要である旨の申出があった場合には、その活動に必要な限度において、閲覧の申出をした公職の候補者等や政党その他の政治団体に選挙人名簿抄本を閲覧させることとなります。

なお、個人情報保護などの観点から、閲覧を認められた政治団体であってもその役員又は構成員のすべてが閲覧事項を取り扱うことができることはせず、閲覧者のほか、閲覧の申出の際に明らかにした者のみが閲覧事項を取り扱うことができることとされました。

統計調査・世論調査・学術研究その他の調査研究で公益性が高いと認められるものにつき、政治・選挙に関するものを実施するために閲覧する場合

統計調査、世論調査、学術研究その他の調査研究で公益性が高いと認められるものうち政治・選挙に関するものを実施するために選挙人名簿抄本の閲覧が必要である旨の申出があった場合には、その活動に必要な限度において選挙人名簿抄本を閲覧させることとなります。

選挙人名簿抄本の閲覧制度の改正

現行

閲覧させる場合が、法令上不明確

〈 法令で定められてはいるが、
現行において閲覧を認めている場合 〉

選挙人が自己又は特定の選挙人の登録の有無を確認するために閲覧する場合

候補者、政党、政治団体が選挙運動や政治活動を行うために閲覧する場合

報道機関や学術研究機関などが世論調査や学術調査を行うために閲覧する場合

閲覧に関する手続を明記した規定や、偽りその他不正の手段による閲覧に対する制裁措置がない

市町村によって便宜供与規定に基づき選挙人名簿抄本のコピーが可能
(コピーを認めている市町村は全体の約4分の1)



改正内容 (施行期日:公布(平成18年6月14日)後6か月以内において政令で定める日)

閲覧させる場合を法令上明確化・限定

選挙人名簿の登録の有無を確認するために閲覧する場合

公職の候補者等、政党その他の政治団体が、政治活動(選挙運動を含む)を行うために閲覧する場合

統計調査、世論調査、学術研究その他の調査研究で公益性が高いと認められるもののうち政治・選挙に関するものを実施するために閲覧する場合

閲覧の手続等の整備
(住民基本台帳の閲覧に準じた手続等)

偽りその他不正の手段による閲覧や
目的外利用の禁止に対する
違反等に対する制裁措置の新設
(過料、刑罰規定の新設)
(住民基本台帳の閲覧に準じた制裁措置)

選挙人名簿抄本のコピーの根拠となっ
ている便宜供与規定を削除

閲覧事項の利用目的、管理の方法
等の明示

閲覧事項を取り扱える者の範囲
の明確化

目的外利用・第三者提供の禁止

不正閲覧等に対する報告徴収、勧
告、命令

閲覧申出者の氏名、利用目的の概
要等の公表 など

(2) 閲覧の手続等の整備

選挙人名簿抄本の閲覧に関する各種の手続等について、整備が図られました。

主な内容は次のとおりです。

- ・ 閲覧事項の利用目的、管理の方法等の明示
- ・ 閲覧事項を取り扱える者の範囲の明確化
- ・ 目的外利用・第三者提供の禁止
- ・ 不正閲覧等に対する報告徴収、勧告、命令
- ・ 閲覧申出者の氏名、利用目的の概要等の公表

(3) 過料・刑罰の新設

偽りやその他の不正な手段による閲覧や目的外利用の禁止に対する違反などに対し、制裁措置を設けました。

- ・ 偽りその他の不正な手段により選挙人名簿抄本又は在外選挙人名簿抄本の閲覧をした者、目的外利用・第三者提供の禁止の規定に違反した者については、三十万円以下の過料に処す
- ・ 選挙人名簿抄本の閲覧に係る、各市町村の選挙管理委員会の命令に違反した者は、六か月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処す。各市町村の選挙管理委員会への必要な報告を怠ったり、虚偽報告をしたりした者は、三十万円以下の罰金に処す

参議院選挙区選出議員の選挙区の定数の改正

選挙区間の定数較差を是正

平成十三年の参議院議員通常選挙において、選挙区間の定数の最大較差が五・〇六倍であったことについて、平成十六年一月、最高裁判所判決は、国会の立法裁量権の限界を超えるものではないとして、合憲の判断を下しました。

しかし、多数意見を形成した裁判官九名中四名から、無為の裡に漫然と現状が維持されるならば、次回は違憲判断の余地は十分存在する」という旨の、厳しい姿勢が示されました。

較差の現状と、この最高裁判決を重く受け止め、参議院選挙区選出議員の選挙区の定数が下表のとおり改正されました。

この改正は、平成十八年六月七日の公布日から施行され、施行日以後公示される参議院議員の通常選挙並びにその通常選挙に關係する再選挙及び補欠選挙について適用されます。

国外における不在者投票制度の創設など

特定国外派遣組織や南極地域観測隊の隊員などが対象

国外における不在者投票制度の創設

国連平和維持活動(PKO)の協力隊や国際緊急援助隊など、「特定国外派遣組織」に属する選挙人で国外に滞在する人のうち、職務等のため選挙の当日投票することができないと見込まれる人のための不在者投票制度*が創設されました。

特定国外派遣組織とは、法律の規定に基づき国外に派遣される組織のうち、次の 2 の両方に該当する組織で、その組織において後述の方法による投票が適正に実施されると認められるものとして政令で定めるものです。

参議院選挙区選出議員の選挙区の定数の改正

改正後の定数

選挙区	定数	選挙区	定数
北海道	4	滋賀	2
青森	2	京都	4
岩手	2	大阪	6
宮城	4	兵庫	4
秋田	2	奈良	2
山形	2	和歌山	2
福島	4	鳥取	2
茨城	4	島根	2
栃木	2	岡山	2
群馬	2	広島	4
埼玉	6	山口	2
千葉	6	徳島	2
東京	10	香川	2
神奈川	6	愛媛	2
新潟	4	高知	2
富山	2	福岡	4
石川	2	佐賀	2
福井	2	長崎	2
山梨	2	熊本	2
長野	4	大分	2
岐阜	4	宮崎	2
静岡	4	鹿児島	2
愛知	6	沖縄	2
三重	2	合計	146

改正内容

選挙区	改正前議員数	改正後議員数	増減
栃木県	4人	2人	- 2
群馬県	4人	2人	- 2
千葉県	4人	6人	+ 2
東京都	8人	10人	+ 2

施行期日

公布の日(平成18年6月7日)から施行し、施行日以後公示される参議院議員の通常選挙並びに当該通常選挙に係る再選挙及び補欠選挙について適用

国外における不在者投票制度の創設等

1. 国外における不在者投票制度の創設

対象となる選挙人

特定国外派遣組織に属する選挙人で国外に滞在する人のうち、職務等のため選挙の当日投票することができないと見込まれる人

- (1) 特定国外派遣組織とは、法律の規定に基づき国外に派遣される組織のうち次のいずれにも該当する組織であって、不在者投票が適正に実施されると認められるものとして政令で定めるもの
当該組織の長が当該組織の運営について管理又は調整を行うための法令に基づく権限を有すること
当該組織が国外の特定の施設又は区域に滞在していること
- (2) 特定国外派遣組織となる組織を国外に派遣することを定める法律の規定に基づき国外に派遣される選挙人(特定国外派遣組織に属する人以外)で、現に特定国外派遣組織が滞在する施設又は区域に滞在している人は、当該特定国外派遣組織に属する選挙人とみなす

対象となる選挙

すべての選挙

投票方法

国外にある不在者投票管理者の管理する投票を記載する場所において、投票用紙に投票の記載をし、これを封筒に入れて不在者投票管理者に提出

施行期日

公布(平成18年6月23日)後9か月以内において政令で定める日

2. 南極地域観測隊の隊員等のファクシミリ装置による投票

対象となる選挙人

国が行う南極地域における科学的調査の業務を行う組織に属する選挙人(当該組織に同行する選挙人で当該組織の長の管理の下に南極地域における活動を行う人を含む)で、次の又はに滞在する人のうち、職務等のため選挙の当日投票することができないと見込まれる人

南極地域にある科学的調査の業務の用に供される施設で国が設置するもの
本邦との施設との間において当該組織を輸送する船舶で総務省令で定めるもの

対象となる選挙

衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙

投票方法

総務省令で定める投票送信用紙に投票の記載をし、これを総務省令で指定する市町村の選挙管理委員会の委員長にファクシミリ装置を用いて送信(洋上投票同様)

施行期日

公布(平成18年6月23日)後6か月以内において政令で定める日

当該組織の長が当該組織の運営について管理又は調整を行うための法令に基づく権限を有すること

当該組織が国外の特定の施設又は区域に滞在していること

また、その特定国外派遣組織に属さない人であっても、特定国外派遣組織となる組織を国外に派遣することを定める法律の規定に基づき、国外に派遣される選挙人で、現に特定国外派遣組織が滞在する施設又は区域に滞在している人は、当該特定国外派遣組織に属する選挙人とみなされます。

この度の法改正で、国外にある不在者投票管理者の管理する投票を記載する場所において、投票用紙に記入し、これを封筒に入れて不在者投票管理者に提出するという方法で不在者投票ができるようになります。

この改正法は平成十八年六月二十三日の公布後、九か月以内において政令で定める日から施行されます。

南極地域観測隊の隊員などのファクシミリ装置による投票

南極地域観測隊の隊員(同行者を含む)で、後述の施設又は船舶に滞在する人のうち、職務等のため選挙の当日投票することができないと見込まれる人は、

衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙に限り、ファクシミリ送信による投票ができるようになります。

南極地域にある当該科学的調査の業務の用に供される施設で国が設置するもの(昭和基地)

南極地域観測隊を輸送する船舶

この度の改正法で、南極地域観測隊の隊員は、前述の施設又は船舶において、投票用紙に記入をし、これを特定の市町村の選挙管理委員会の委員長に対してファクシミリ送信するという方法で不在者投票ができるようになります。

この改正法は平成十八年六月二十三日の公布後、六か月以内において政令で定める日から施行されます。

* * *

国民は、国民の代表となる人を選挙で選ぶことによって、国の政治や社会作りに参加しています。

そのため、選挙は、正しく適切に行われることが重要です。

国民の皆さんの理解と参加をお願いします。

(資料提供・総務省)

問い合わせ先

総務省自治行政局

選挙部管理課

電話 03(5253)5574

総務省の選挙制度改革のページ

<http://www.soumu.go.jp/senkyo/>

最近の主な公職選挙法の改正についての資料などを見ることができる。

関連サイト紹介

政 策
フラッシュ